

寄附の量的制限一覧(政治資金規正法第21条、第21条の2、第21条の3、第22条)

[寄附]金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの(規正法4)

財産上の利益 = 有体物・無体物を問わない(光熱水・電気・債務の免除・物品の無償貸与・労務の無償提供など)

寄附者		個人(*5)		会社・労働組合・職員団体・ その他の団体		政治団体					
						政党		政治資金団体		その他の政治団体	
受領者		総枠制限	同一の相手 に対する個 別制限	総枠制限	同一の相手 に対する個 別制限	総枠制限	同一の相手 に対する個 別制限	総枠制限	同一の相手 に対する個 別制限	総枠制限	同一の相手 に対する個 別制限
		政党・政治資金団体(政党の資 金団体)		年間 2,000万円	制限なし	資本金・組合 員数等に応 じ、年間750 万~1億円	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
その 他の 政治 団体	資金管理団体	年間 1,000万円 (*1)(*2)	年間150万 円(*3)	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	同一の政治 団体に対し 年間5,000 万
	資金管理団体以外の政治 団体	公職の候補 者に対するも のは金銭等 に限り禁止 (*4)	年間150万 円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	同一の政治 団体に対し 年間5,000 万
公職の候補者		枠内の合算 になる	金銭等に限り 禁止(*4) その他は年 間150万円	禁止	禁止	制限なし	制限なし	金銭等に限り 禁止(*4)そ の他は制限 なし	金銭等に限り 禁止(*4)そ の他は制限 なし	金銭等に限り 禁止(*4)そ の他は制限 なし	金銭等に限り 禁止(*4)そ の他は制限 なし

*1 資金管理団体の届出をした公職者が、その資金団体に対してする特定寄附(公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に寄附するもの)については制限なし(規正法21の3、22)

*2 公職の候補者は、一定期間(地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了に伴う選挙にあっては、その任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間)、当該公職の候補者に係る後援団体に対し寄附することが禁じられる(公選法199の5)

*3 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、自己の資金管理団体に対して行う寄附は制限なし

*4 選挙運動に関する寄附においては金銭等においても寄附が可能

*5 個人の遺贈による寄附は制限なし(規正法21の3、22)